

都用地活用による障がい者グループホーム等の整備計画について

1 事業目的

「都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業」により、東京都が所有する未利用の土地を活用し、医療的ケアが必要な障がい者を含む重度の障がい者の居住の場を確保するほか、在宅の障がい者の主治医としての機能を有する診療所を併設することで、障がい者の地域での暮らしを支える地域生活支援拠点等の更なる充実を図る。

2 事業概要

(1) 対象都用地

東京都大田区鵜の木三丁目 22 番（住居表示）

現在は更地



(2) 整備事業

同一法人による運営（民立民営）として、次の事業を整備する。

- ア 医療的ケアが必要な障がい者を含む重度の障がい者を対象とした共同生活援助事業（グループホーム）
- イ 上記の共同生活援助事業の利用者のほか、在宅の重度の障がい者等を対象とした予約制の診療所（無床）

(3) スケジュール概要（予定）

令和元年 8 月上旬	事業者の公募（都）
令和元年 10 月～11 月	事業者の審査（区）
令和元年 12 月～令和 2 年 1 月	事業者の審査（都）、事業者の決定（都）
令和 2 年 12 月～令和 3 年 11 月	工事
令和 4 年 1 月	開設